

## 働き方改革推進支援助成金の申請を検討されている皆様へのご案内

### 申請全般について

#### 1 申請の受理について

指定された各様式に記入漏れがある場合や、申請マニュアルの「提出書類一覧」及び「提出書類チェックリスト」等に記載された書類が一通り添付されていない場合は、窓口・郵送での申請を問わず、申請書類一式を返戻させていただきますのでご注意ください。

#### 2 控えの返却・返送について

当局では、スムーズに審査業務を進めるため、申請書等の控えの返却・返送をお断りしております。

窓口へ控えをご持参いただいた場合を除き、受付印を押した控えの返却・返送等には一切応じることができませんので、ご理解の程、よろしく願いいたします。

#### 3 無資格者等の第三者が関与する申請について

事業主以外の方が助成金の申請を行う場合には、窓口において、以下の確認を行います。

<従業員の方>

社員証等身分を証明できるもの

例：社員証（申請事業所の従業員であることが確認できるもの（名刺など））＋運転免許証・マイナンバーカードなど

上記確認は申請の都度必要となります。

### ご注意ください！

■ 社会保険労務士、弁護士以外の提出代行者・事務代理者の方へ

報酬を得て手続きを行うことは、法違反になる場合があります。

（社労士法第27条）

時間的余裕を持った手続き・提出書類の事前確認等にご協力願います。

兵庫労働局